

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書 記入例

①職員番号と配偶・所属を記入してください。  
 ※注意書きにあるとおり、ここにはマイナンバーを記入しないでください。

②広島大学以外の事業所に申告書を提出した場合はこちらにチェック及び回答をお願いします。※申告書を提出した(広島大学以外の)事業所に、現在も在職している場合は、乙欄適用となり、年末調整を行いません。

職員番号  
 (ここにはマイナンバーではなく、採用時に付与された8桁の職員番号を記入してください。)  
 配属・所属

マイナンバー「通知カード」等の写しを裏面に添付(糊付け)してください。(裏面【番号カード(写)提出確認欄】参照)

広島大学以外の事業所へこの申告書を既に提出している方は右のチェックボックスにチェックしてください。⇒  
 チェックを入れた方は、次の質問にも回答してください。

③ここに教職員ご本人のマイナンバーを記入の上、教職員ご本人の通知カード(写し)等を申告書裏面に添付してください。詳細は補足①のとおりです。

④現在の生活の本拠を記入してください。(住民税はこの市区町村から課税されます。)

⑤配偶者の有無欄の記入漏れが多いのでご注意ください。

⑥控除対象者(配偶者を含む)の適用要件の詳細は補足②、③をご覧ください。

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書

所轄税務署長等 西条 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 国立大学法人広島大学	(フリガナ) ヒロダイ タロウ	あなたの氏名 広太 太郎	あなたの生年月日 明・大 平・令 41年 8月 11日	世帯主の氏名 広太 太郎	あなたの続柄 本人	従たる給与について の扶養控除等 申告書の提出 (提出している場合 には、○印を付け てください。)
採用 【採用日: 〇〇市 市区町村長	給与の支払者の法人(個人)番号 1240005004054	あなたの個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	あなたの住所 又は居所 (郵便番号)〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇町〇丁目〇番〇号	配偶者の有無 ④ 無			



あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	所得の見積額 (平12.12生~平16.11生)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和4年中に異動があった場合に 記載してください(以下同じです。))
源泉控除 対象配偶者 (注1)	ヒロダイ ヒロコ 広太 広子	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	妻	41. 7. 19	230,000 円	〇〇市〇〇〇町〇丁目〇番〇号	
主たる給与から 控除を受ける 扶養親族 (16歳以上) (平19.1.1以前生)	1 ヒロダイ カスミ 広太 霞子	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	同居老親等 □ その他	41. 10. 26	100,000 円	1234 Kokuzei Street, ...USA	
	2 ヒロダイ ミドリ 広太 翠	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	特定扶養親族 □ 同居老親等 □ その他	41. 12. 18	200,000 円	△△市△△△町△丁目△番△号	
	3		□ 同居老親等 □ その他				
障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	区分	該当者	本人	同一生計 配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	勤労学生
	一般の障害者				レ (1人)	□	□
	特別障害者				( )	( )	( )
	同居特別障害者				( )	( )	( )
障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」(8)をお読みください。)							
広太 霞子 身体障害者手帳3級 平成21年8月10日交付							

⑦継続して1年以上国外に居住する親族(国外居住親族)を控除対象配偶者・扶養親族とする場合は、この「非居住者である親族」欄に○を記入し、その方が親族であることを証明する書類(日本語以外で作成されている場合は日本語訳が付けられたもの)を添付又は提示してください。詳細は補足⑤のとおりです。

⑧「所得の見積額」の計算方法は補足⑥でご確認ください。

⑨控除対象配偶者・扶養親族の申告を行う場合は、その対象となる方のマイナンバーも記入してください。教職員ご本人の場合と異なり、配偶者や扶養親族については、通知カード(写し)等を添付していただく必要はありませんが、書き間違いがないよう、必ず通知カード(写し)等を確認の上マイナンバーの記入を行ってください。詳細は補足①のとおりです。

⑩扶養親族が昭和28年1月1日以前生まれであれば、同居か別居かの別によりどちらかにチェックを付けてください。(同居の場合→同居老親等 別居の場合→その他)

⑪本人、控除対象配偶者、扶養親族に「障害者又は勤労学生の特典」がある場合は、「障害者又は勤労学生の内容」欄にその事実を必ず記入してください。

※下記の16歳未満の扶養親族欄に記載されている扶養親族についても、障害者等に該当する場合は記入してください。  
 ※この欄の記入にあたっては、申告書裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)を読んで、必要事項を漏れなく記入してください。

⑫ひとり親控除、寡婦控除の適用要件の詳細は補足④をご覧ください。

⑬16歳未満の扶養親族は上記B欄に記入せず、16歳未満の扶養親族欄に記入してください。

◎ボールペンで記入してください(温度変化により無色になるインキを用いたもの(パイロット社製フリクションボール等)は使用しないでください。)  
 ◎この申告書提出後、記載事項に異動(婚姻、出生、就職、離職等)があった場合、又は所得限度額を超過して控除対象外となる場合は、その都度速やかに白紙の申告書を所属部局等の事務担当者からお受け取りいただき、変更内容を記入の上提出してください。

この申告書は、あなたの給与について扶養控除を受けるために提出するものです。  
 この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
 この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。  
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所から提出することができます。

## 【補足①】マイナンバーの利用目的について

皆様から提出していただくマイナンバーは、広島大学が関係行政機関に対して行う次の手続で利用します。

- 1 役員及び職員に係る個人番号関係事務  
①給与所得・退職所得の源泉徴収事務 ②財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書提出事務 ③国家公務員共済届出・申請事務  
④健康保険・厚生年金保険届出、申請事務 ⑤雇用保険・労災保険届出、申請事務
- 2 役員及び職員の配偶者に係る個人番号関係事務(現時点では次の1つのみです。)  
①国民年金の第3号被保険者の届出事務
- 3 個人に係る個人番号関係事務(1で述べた事務を除きます。現時点では次の1つのみです。)  
①報酬・料金等の支払調書作成事務

## 【補足②】配偶者を控除対象にするための要件について

配偶者控除及び配偶者特別控除について、配偶者を控除対象にするための要件は下記のとおりとなります。

配偶者を控除対象にするための要件(①と②の両方を満たすことが必要です)

①配偶者の所得金額	95万円以下 (給与所得だけの場合、給与等の収入金額が150万円以下)
②申告者(教職員本人)の所得金額	900万円以下 (給与所得だけの場合、給与等の収入金額が1,095万円以下)

## 【補足③】控除対象扶養親族の要件変更について

控除対象扶養親族の概要は下記のとおりとなります。

扶養親族を控除対象にするための要件

控除対象扶養親族の所得金額	48万円以下 (給与所得だけの場合、給与等の収入金額が103万円以下)
---------------	--

## 【補足④】ひとり親控除の新設及び寡婦控除の適用要件について

ひとり親控除及び寡婦控除の適用要件、Cのチェック項目の記入方法については下記のとおりとなります。

**ひとり親控除**・・・現に婚姻をしていない者(婚姻歴の有無を問わない)  
または配偶者の生死の明らかでない者のうち、下記の要件をすべて満たすもの  
①合計所得金額が**48万円以下**(給与収入では年収103万円以下)の同一年計の子  
(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子は除く)を有する  
②本人の合計所得金額が**500万円以下**であること  
③本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと



(C欄のチェック項目)  
**ひとり親に☑**

●**寡婦**とは・・・次に掲げる者でひとり親に該当しないもの  
①夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件をすべて満たすもの  
イ 子ども以外の扶養親族を有すること  
ロ 本人の合計所得金額が**500万円以下**であること  
ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと  
②夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、①の(ロ)・(ハ)の条件を満たすもの



(C欄のチェック項目)  
**寡婦に☑**

※令和3年分の扶養控除申告書より、ひとり親控除及び寡婦控除については要件の内容欄への記載が不要となりました。よってひとり親控除及び寡婦控除該当者はチェックボックスへの記入のみとなります。  
(障害者控除及び勤労学生控除については引き続き内容の記入が必要となります。ご注意ください。)

**【補足⑤】 継続して1年以上国外に居住する親族（国外居住親族）を控除対象配偶者・扶養親族とする際の手続について**

国外居住親族の対象となるのは、継続して1年以上国外に居住する方です。したがって、短期留学により数カ月間国外に一時滞在する方等は国外居住親族の対象に含まれず、以下の手続も不要です。国外居住親族の対象となるか不明な場合は、配偶又は所属部局等の事務担当者までお問い合わせください。

**手続の内容**

- ・国外居住親族を控除対象配偶者・扶養親族とする場合は、右図に示す申告書の「非居住者である親族」欄に○を記入してください。
- ・さらに、その国外居住親族が給与所得者（広島大学の場合は教職員の皆様ご本人）の親族であることを証明する書類（親族関係書類）を添付又は提示してください。親族関係書類に該当するものは下表のとおりです。

**※令和3年に引き続き国外居住親族を扶養控除対象として申告される場合には、令和3年の申告内容から親族関係や住所等に異動がない場合に限り親族関係書類の提出は不要ですが、異動がある場合には異動を反映した親族関係書類を新しく提出していただく必要があります。**

所得の見積額	
非居住者である親族	生計を一にする事実
	円
<input checked="" type="checkbox"/>	

この「生計を一にする事実」欄は、現時点では記入不要です。おっ、記入を依頼する予定です。

**親族関係書類に該当するもの（国税庁通知より）**

	個別の注意事項	共通の注意事項
<p><b>外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類</b> <b>（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）</b></p>	<p>○「外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類」とは、該当の親族の氏名、生年月日及び住所等が記載されている書類のうち、その親族が居住者の親族であることを証明するものことです。国税庁通知では次のような書類が例示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本その他これに類する書類</li> <li>・出生証明書</li> <li>・婚姻証明書</li> </ul> <p>○写しではなく、原本の添付（又は提示）が必要です。</p>	<p><b>書類が日本語以外の言語で作成されている場合には、法令により、その翻訳文も提出又は提示することが必要です。</b></p>
<p><b>又は</b></p> <p><b>戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類</b> <b>+</b> <b>その親族の旅券（パスポート）の写し</b></p>	<p>○戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類は、原本の添付（又は提示）が必要です。一方、親族の旅券（パスポート）は写しの添付（又は提示）でよいとされています。</p> <p>○旅券（パスポート）は、氏名、生年月日などが記載されている身分事項のページの写しが必要です。</p>	

**（注意！）** 国外居住親族を控除対象配偶者・扶養親族として申告し所得税の軽減措置を受けるためには、今回提出いただく「親族関係書類」に加え、申告した配偶者・扶養親族に対し生活費や教育費の送金を行ったことを証明する書類（**送金関係書類**）を毎年秋頃に提出していただく必要があります。

具体的には、外国送金依頼書の控えやクレジットカードの利用明細書等が該当しますので、秋頃の提出に向け、準備を進めておくようお願いします。

なお、送金関係書類は、控除を受ける親族毎に必要なですのでご承知おきください。（例えば、配偶者宛てに子の生活費や教育費もまとめて送金しているような場合には、その送金に関する書類は、子の送金関係書類としては取り扱われません。その結果、子がいることを理由とした所得税の軽減措置は認められず、年末調整の際に、多額の所得税を徴収される可能性がありますのでご注意ください。）

### 【補足⑥】「所得の見積額」の計算方法（主なもの）

扶養控除等(異動)申告書の「所得の見積額」欄には、実際に得る収入をそのまま記入するのではなく、一定の額を控除した(引いた)後の金額を記入します。

例えば、自分の配偶者がパートタイム勤務で年間90万円の収入を得る予定の場合、その90万円を「所得の見積額」欄に記入するのではなく、一定額を控除した後の金額を記入する、ということです。

つまり、「実際に得た収入＝所得の見積額」ではない という点にご注意ください。

では、いったいどのくらいの金額を控除すればよいのか、主なものをまとめたのが次の表です。

所得の種類	所得の見積額の計算方法		備考(計算で使用する「収入金額」について)
給与所得 (給料, 賞額, 賞与など)	1月から12月までの1年間の収入金額 - 55万円 (この控除額(この場合は55万円)を「給与所得控除額」といいます。)		計算で使用する収入金額について、次の2点を補足します。 ①1月から12月までの1年間に支払われた額の合計となります。 共済・社会保険の扶養、及び、広島大学給与規則の扶養手当とは、期間や限度額の考え方が異なりますのでご注意ください。 ②非課税のものは含まれません。 例えば、 ・給与所得での「通勤手当」や、 ・公的年金での「遺族年金」「雇用保険の失業給付」「障害者年金」は非課税ですので、収入金額から除いて計算します。 詳細は別紙を参照してください。
事業所得	1月から12月までの1年間の収入金額 - 必要経費		
公的年金 (雑所得に該当)	受給者が65歳未満の場合	1月から12月までの1年間の収入金額 - 60万円 (この控除額(この場合は60万円)を「公的年金控除額」といいます。)	
	受給者が65歳以上の場合	1月から12月までの1年間の収入金額 - 110万円 (この控除額(この場合は110万円)を「公的年金控除額」といいます。)	
退職所得	(1月から12月までの1年間の収入金額 - 退職所得控除額(※)) × 1/2 (※)「退職所得控除額」は勤続年数によって異なり、「退職所得の源泉徴収票」で確認できます。)		

※申告書に誤った記入等がありますと、税務署から過少納税の是正勧告を受けることがありますので、正しく記入していただくようお願いします。  
 ※提出期限、提出先については、所属部局等からの連絡を必ずご確認ください。  
 また、提出期限を必ずお守りいただくようお願いします。